

当社の技術基準（その他添架物の電柱添架）

1. 前提条件

特定個人（企業）の営利目的としたものを除き、地域住民、道路通行の安全性、利便性の向上に寄与することとなるもの。

また、防犯カメラについては、以下の2点を遵守すること

- ① 防犯カメラの撮影範囲となる周辺住民（借地や店舗であれば、その使用者も含む）および地域の自治会、商店街組合等の同意を得ていることを証明できる書類を提出すること。
- ② 国および地方自治体が定める防犯カメラ設置の基準（プライバシー保護、設備の保守管理）を遵守していること。

2. 通信線との離隔について

当社通信線との添架物の離隔は、30cm以上とする。

ただし、当社及び既存添架事業者の承諾を受けた場合、又は設置しようとする添架物が、当社通信線及び既存添架事業者の設置した架空電線に支障を及ぼさず、かつ損傷を与えない場合はこの限りではない。

3. 架渉位置について

電柱に通信ケーブル、電力ケーブルが立ち上がっている場合は、原則設置不可とする。

添架物の架渉位置は、電柱の昇降等の支障にならない位置であること且つ、基本的に端子函作業等のため平行についている脚てい又はこれに準ずる設備設置位置以下とし、その他添架物を車道に取り付ける場合は路面上から（添架物の最下点まで）4.5m以上の地上高を確保し、歩道に取り付ける場合は路面上から（添架物の最下点まで）2.5m以上の地上高を確保することとする。添架物に付属する収納箱等については、添架物と併せて1つの金物へ設置することを基本とする。

4. 添架荷重等について

添架事業者が添架する添架物の風圧荷重等は、既存電柱設備の構造物強度を超えないことを基本とする。

5. 不平衡荷重の防止について

添架事業者は、添架する添架物において、既存電柱設備に対し不平衡荷重を発生させない措置を確実に実施する必要がある。

6. 防犯カメラ装置の設置に係る明示

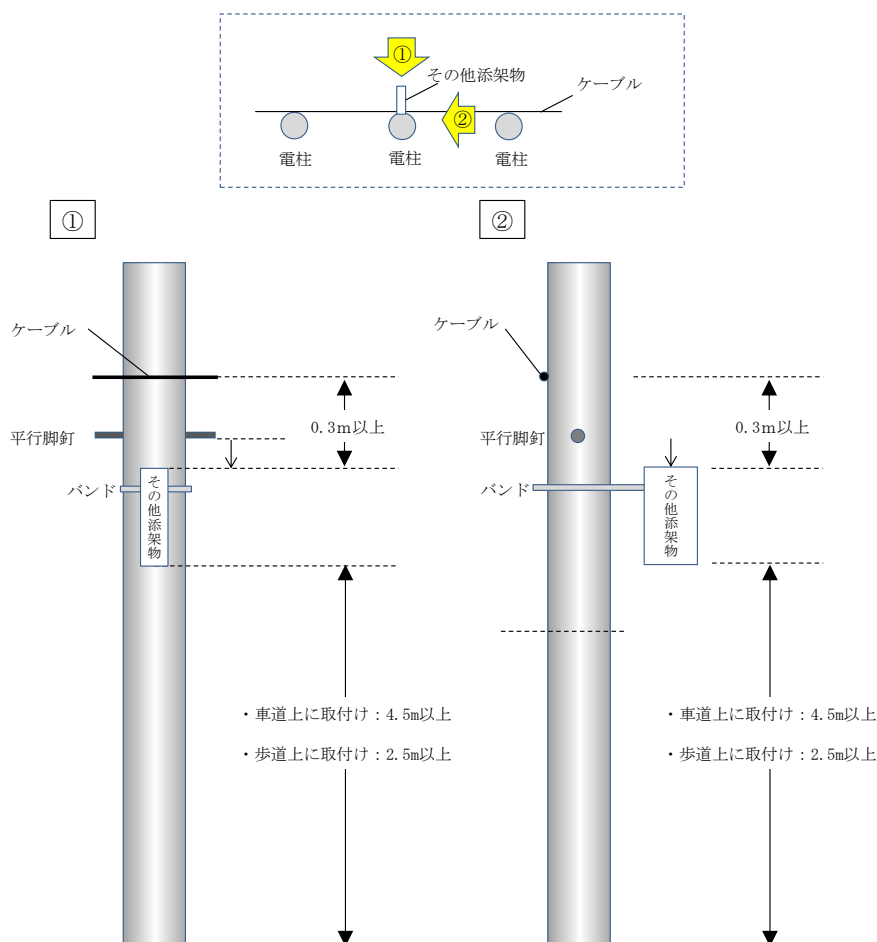
防犯カメラの所有者は、地上から容易に所有者を識別できるように、本体には「設置者名」もしくは「マーク」を表示すること。なお、「防犯カメラ設置中」等の表示板を取り付ける場合も本体へ取付を行い、電柱には取り付けないことを原則とする。ただし、既存設備に影響を与えない場合はこの限りではない。

7. 電源線の取付け方法

電源線を取り付ける場合は以下を遵守すること。

- (1) 電源線は、絶縁電線またはケーブルを使用すること。
- (2) 電源線は、当該電柱において作業する作業員・甲所有の通信線・その他通信線に直接接触することのないよう、硬質ビニル管等の保護管に收容し施設する。なお、電源線の保護管はステンレスバンドにより堅固に電柱に支持する。
- (3) 突出し金物に沿って施設する電源線は、突出し金物の上面に出ないように、かつ突出し金物から垂れ下がらないよう設置する。

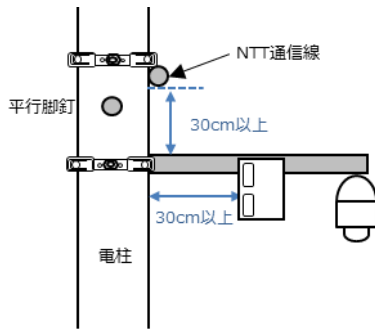
8. 取付範囲



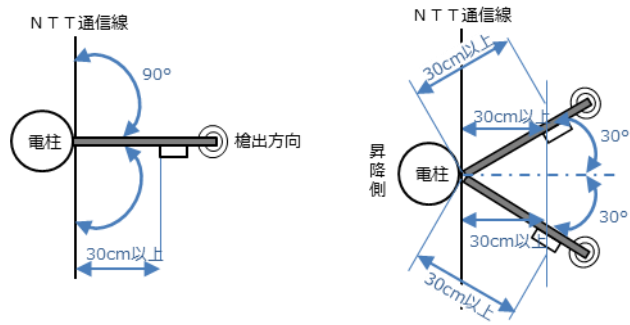
(注意) 電力会社との共用協定及び協議の中で、添架に関するルール等がある場合は必ず遵守することとする。

・ 防犯カメラ

【断面図】



【上面図】



※既存の添架物や突出し金物を回避する場合

9. その他

上記1～8項の詳細及びその他の条件・基準については、個別に協議させていただきます。

※添架物の規格や機能等に変更があった場合は、必ず当社に申し出をお願いします。